

# 参考資料

## (構成員 提出資料)

# 規制改革実施計画（令和3年6月閣議決定）における記載ぶり

- 令和3年6月閣議決定の規制改革実施計画において、「エネルギー基本計画の策定を待って導入目標を決定する」と記載。
- 同年10月エネルギー基本計画が策定後も具体的な導入目標の設定がなされていない状況

## (3) 再生可能エネルギーの導入拡大に向けた農地の有効活用

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
4	農山漁村地域における再生可能エネルギーの導入目標の設定	2050年カーボンニュートラルに向けた農山漁村地域における再生可能エネルギーの導入目標を策定する。その際には、森林分野の導入目標も併せて示す。	エネルギー基本計画の策定を待って 検討・結論・措置	農林水産省

# みどりの食料システム戦略の概要①

## II-5 みどりの食料システム戦略（抜粋）

（令和3年5月12日 みどりの食料システム戦略本部決定）

### 3 本戦略の目指す姿と取組方向

（1）本戦略の策定とこれに基づく取組

（略）

② 本戦略に基づき、調達、生産、加工・流通、消費のサプライチェーン全体について、労力軽減・生産性向上、地域資源の最大活用、脱炭素化（温暖化防止）、化学農薬・化学肥料の提言、生産多様性の保全・再生の点から目指す姿として、

- ・ 2040年までに、革新的な技術・生産体系を順次開発（技術開発目標）
- ・ 2050年までに、革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、今後、「政策手法のグリーン化」（後述）を推進し、その社会実装を実現（社会実装目標）

という2段階の目標を掲げるとともに、従来の施策の延長ではない形で、サプライチェーンの各段階における環境負荷の低減と労働安全性・労働生産性の大幅な向上をイノベーションにより実現していくための道筋を示す。

（略）

（2）政策手法のグリーン化

① 農林水産省の補助事業については、技術開発の状況を踏まえつつ、2040年までにカーボンニュートラルに対応することを目指す。また、園芸施設については2050年までに化石燃料を使用しない施設への完全移行を目指す。

（略）

（5）本戦略が目指す姿とKPI（重要業績評価指標）

⑦ 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す。

### 4 具体的な取組

（1）資材・エネルギー調達における脱輸入・脱炭素化・環境負荷軽減の推進

① 持続可能な資材やエネルギーの調達

- ・ 営農型太陽光発電、バイオマス・小水力発電等による地産地消型エネルギーマネジメントシステムの構築
- ・ 農山漁村の活性化に資する再エネ事業者等の取組を可視化するためのロゴマークの導入
- ・ 小水力発電、地産地消型バイオガス発電施設等の導入
- ・ バイオ液肥（バイオガス発電の副産物である消化液）の活用による地域資源循環の取組の推進
- ・ 地産地消型エネルギーシステムの構築に向けた必要な規制の見直し

# みどりの食料システム戦略の概要②

- 再生エネの導入についても令和3年12月に同戦略のKPIの一つとして位置づけられている

**再生可能エネルギー** 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す。

調達 生産 加工・流通 消費

### これまでの取組

・2021年10月末に閣議決定された第6次エネルギー基本計画において、2030年度の再生エネ比率を36～38%を目指すこととされた。また、2021年度末において、再生エネ法に基づく設備整備計画は95件（1.23GW）が認定されている。以上から、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す。

### 今後の取組の方向性

		短期的な取組（現在～2025年まで）	中長期的な取組（2026年以降）
技術面	既存技術の現場普及	既設置済みの相談窓口業務を活用し、農山漁村での小規模のシステム（VEMS等）の普及、遠隔制御装置の設置を普及。	・水素の社会実装の推進 ・大規模蓄電池の実装
	新たな技術開発の必要性	我が国の太陽光発電所は、緊急遮断装置の設置義務は無くパネルが直列配線のため高圧（1,000V）であり災害時に危険。このため後日追加可能な緊急遮断装置の開発が必要（他省庁と共通課題）。	・再生可能エネルギーからの小型水素製造プラントの開発
グリーン化施策		・地域循環型エネルギーシステム構築（R4）・バイオマス地産地消対策（R4）・地域資源活用展開支援事業（～R3、R4）・営農型太陽光発電システムフル活用事業（～R3）・バイオマス利活用高度化対策（R3）	-
推進活動		<事業者向け> 再生エネ事業に取組む団体主催の講演会での講演、バイオマス関連企業との意見交換 <農林漁業者、地方公共団体、事業者向け> 営農型太陽光発電に取組む団体主催（農水省後援）のセミナーでの講演、国際バイオマス展への出席	-
その他		バイオマス等の農水省所管事業を活用する市町村が基本計画を策定するよう国が積極的に推奨し、他省庁の再生エネ事業を実施する市町村へ基本計画策定を働きかけ	-

### 定量・定性評価

基準値 (基準年)	各年度ごとの実績値					最終目標
	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2050年
-						2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す。
算定方法	-					
目標に対する実績（現状）の評価※	-					

※本年度は戦略策定前の取組を受けた直近の状況（数値等）の評価を実施

（出典）令和3年12月24日第7回みどりの食料システム戦略 資料3  
<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/honbu.html>



## Ⅱ-1 農山漁村再生可能エネルギー法の概要

- ・ 農山漁村に存在する土地、水、バイオマス等の資源を活用した再生可能エネルギー発電を促進し、地域の所得向上等に結びつけていくことが必要。
- ・ 食料供給や国土保全等の農山漁村が有する重要な機能の発揮に支障を来すことのないよう、農林地等の利用調整を適切に行うとともに、再生可能エネルギーの導入と併せて地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を促進することが重要。

取組の枠組みを構築

「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」  
(農山漁村再生可能エネルギー法) が平成25年11月に成立。平成26年5月に施行。

### 【法の趣旨】

農山漁村において農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進するための措置を講ずることにより、農山漁村の活性化を図るとともに、エネルギー供給源の多様化に資するための制度を創設する。

### 【概要】

#### 1. 基本理念

- ① 農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進は、地域の関係者の相互の密接な連携の下に、地域の活力向上及び持続的発展を図ることを旨として行わなければならない。
- ② 地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びにその周辺の水域の確保を図るため、これらの農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われなければならない。

#### 2. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電の促進に関する計画制度

#### 3. 認定を受けた設備整備計画に係る特例措置

関連法の許可または届出の手続きのワンストップ化 等

#### 4. その他

- ① 国・都道府県による市町村に対する情報提供、助言その他の援助
- ② 計画作成市町村による認定設備整備者に対する指導・助言

## Ⅱ-1 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本方針

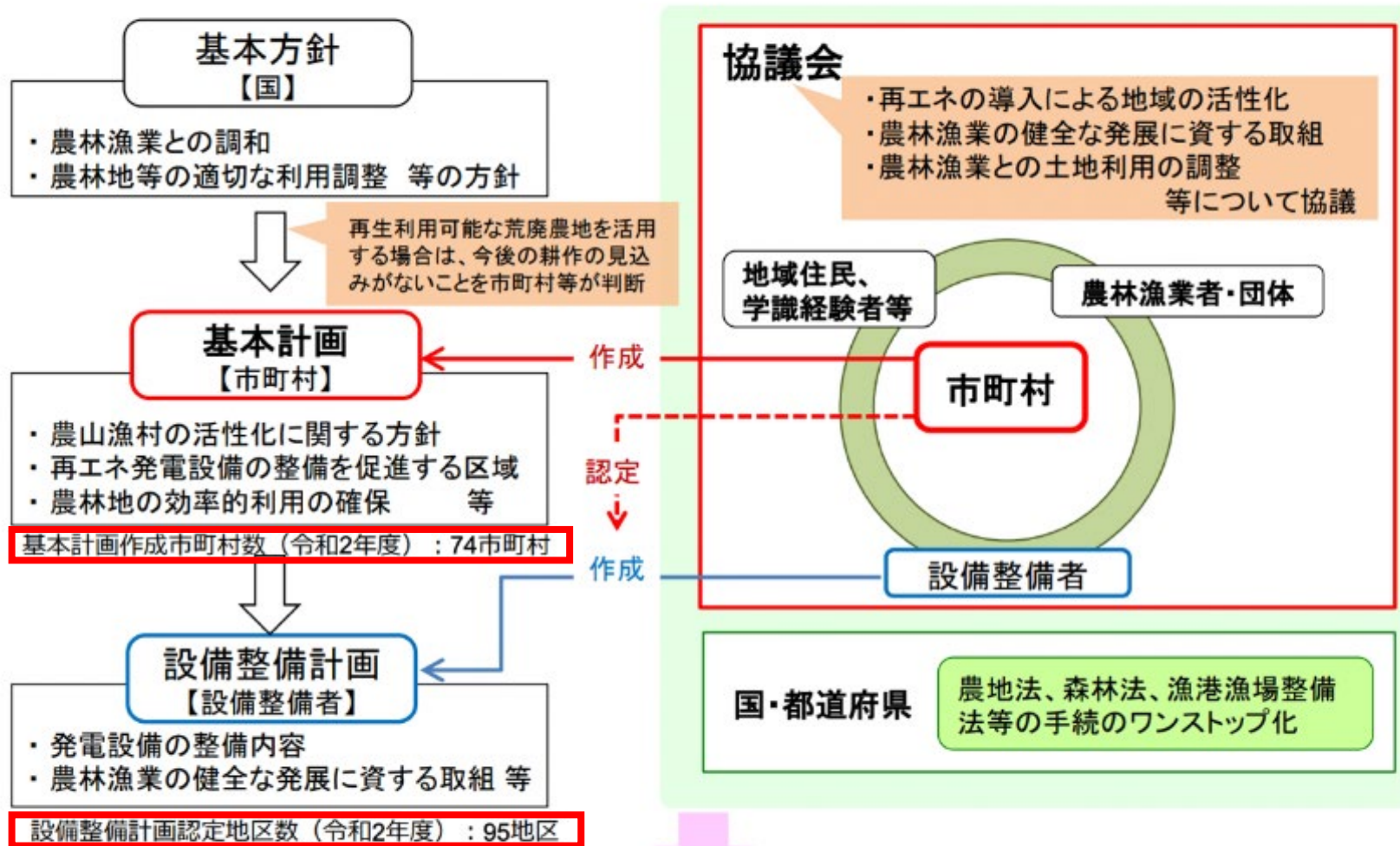
- 国は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの発電の促進による農山漁村の活性化の意義及び目標、促進のための施策、農林漁業の健全な発展に資する取組等の「基本方針」を策定（法第4条）
- 市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域を対象とした「基本計画」を作成（法第5条）
- 農山漁村再生可能エネルギー法が施行後5年となったことから、附則第2条に基づき令和元年7月に改正

### 主な記載事項

- 第1 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの発電の促進による農山漁村の活性化の意義及び目標  
【意義】 農山漁村の自立的発展や、食料供給・国土保全等の機能を持つ農林漁業上の適正な調整、再生可能エネルギーの地域共生  
【目標】 再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区の再生可能エネルギー・熱に係る収入等の経済規模600億円(令和5年度)
- 第2 農山漁村における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの発電の促進のための施策に関する基本的事項  
【国による総合的な施策】 モデル事例や法に基づく特例措置に関する知見の提供、地方農政局等への相談窓口の設置等  
【都道府県による施策】 再生可能エネルギーの賦存状況や立地条件等に関する情報提供や技術的助言、許可権限を有する規制に関する情報提供等
- 第3 農林地並びに漁港及びその周辺の水域の農林漁業上の利用と再生可能エネルギーの発電のための利用との調整に関する基本的事項  
・ 設備整備区域は未利用地等を優先的に設定し、農林地等を含める場合は農林漁業の健全な発展に支障を及ぼさない範囲とする。  
・ 第1種農地のうち再生利用が困難な荒廃農地等については設備整備区域に含めることが可能
- 第4 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保その他の農林漁業の健全な発展に資する取組の促進に関する基本的事項  
・ 協議会の場等を通じ、農林漁業者等の意見を十分聴き、農林漁業の健全な発展に資する取組の内容や役割分担を具体的に定めること  
・ 具体的な取組例（農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保、農林漁業関連施設の整備等）
- 第5 その他の基本計画の作成に関する基本的事項  
・ 設備整備区域の設定、農林地所有権移転等促進事業、協議会の構成・協議事項、設備整備計画の認定、原状回復等
- 第6 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギーの発電の促進に際し配慮すべき重要事項  
・ 自然環境、景観の保全との調和、周辺住民の生活環境に対する配慮など



## II-1 再生可能エネルギー発電の促進に関する計画制度



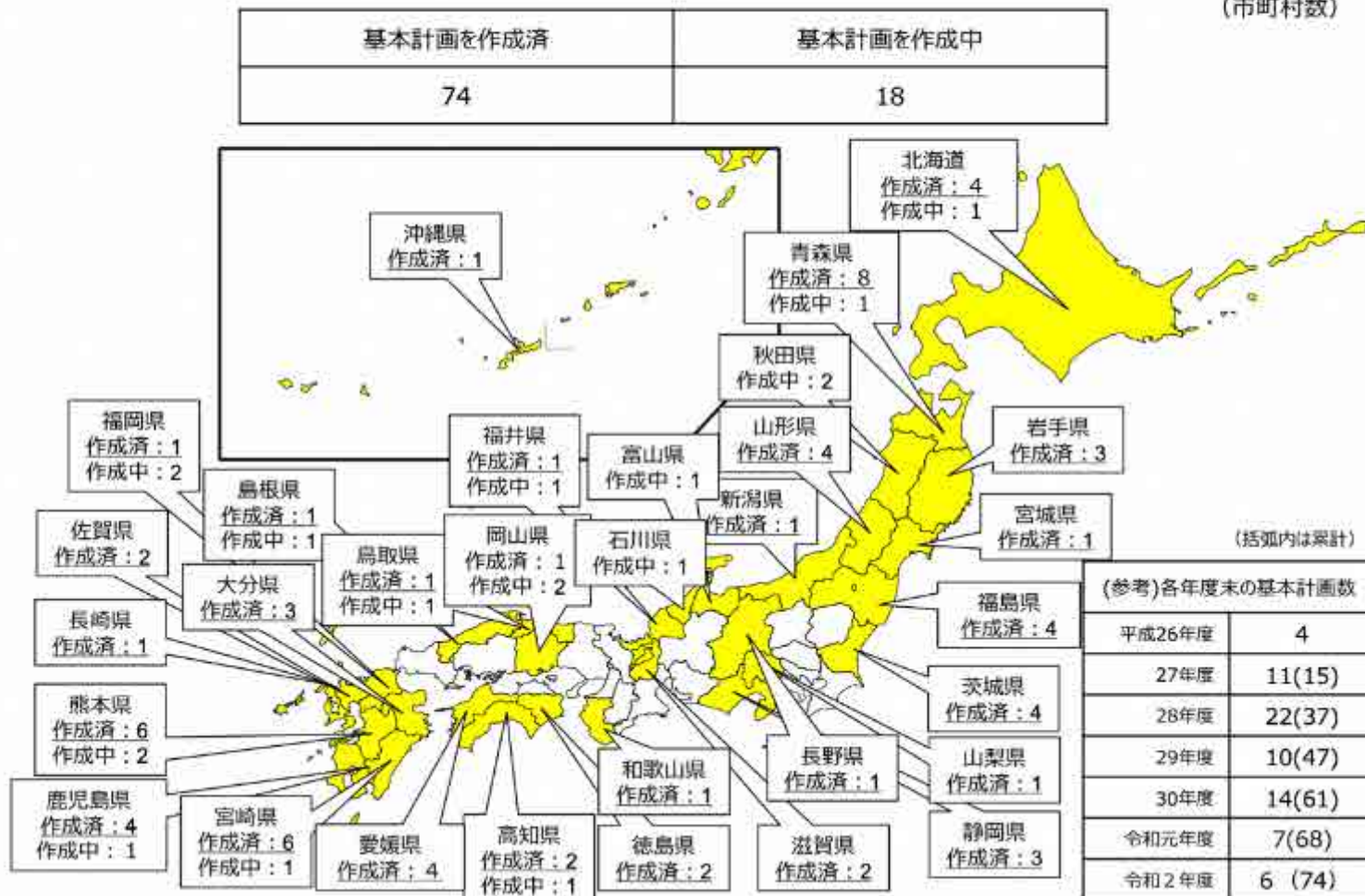
農山漁村の再生可能エネルギーの導入に向けた取組を推進

# 基本計画作成済みは全国1,718市町村のうち、74にとどまっている

## II-1 再エネ法の活用状況（基本計画）

（令和3年3月末現在、農林水産省調べ）

（市町村数）



（出典）令和4年1月「農山漁村における 再生可能エネルギー発電をめぐる情勢」

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/attach/pdf/index-5.pdf>



2020年度の再生可能エネルギーの導入実績（121.7GW）と比較しても1%程度の寄与であると考えられる。

## II-1 農山漁村再生可能エネルギー法の活用状況（設備整備計画等）

### ○ 設備整備計画の認定数の推移（累計）

（令和3年3月末現在、農林水産省調べ）

平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
3	15	38	55	67	80	95

### ○ 設備整備計画の認定と売電の状況

	全体	設備整備計画における電源種の内訳					
		太陽光	風力	水力	バイオマス	うち 木質	うち家畜糞尿
設備計画の認定数	95	30	22	2	42	34	8
発電出力 (kW)	1,231,444	406,717	567,100	2,030	255,597	230,727	24,870
うち 売電開始済み	72	26	11	0	36	28	8
発電出力	734,447	209,860	281,160	0	243,427	218,557	24,870

### ○ 農地転用不許可の例外の活用状況 ※ 1つの設備整備計画に2電源種を位置付けているものがあるため、合計は全体と一致しない。

	全体	設備整備計画における電源種の内訳					
		太陽光	風力	水力	バイオマス	うち 木質	うち家畜糞尿
設備計画の認定数	95	30	22	2	42	34	8
うち第1種農地の転用があるもの	37	20	15	1	2	2	0
第1種農地の転用面積 (ha)	295.7	283	10.9	(40㎡)	1.8	1.8	0

※ 1つの設備整備計画に2電源種を位置付けているものがあるため、合計は全体と一致しない。

（出典）令和4年1月「農山漁村における再生可能エネルギー発電をめぐる情勢」  
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/attach/pdf/index-5.pdf>  
 2020年度の再生可能エネルギーの導入実績は、P4の2020年度の各エネルギー種別を足し合わせた数字。  
[https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku\\_gas/saisei\\_kano/pdf/040\\_01\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/pdf/040_01_00.pdf)

## Ⅱ-1 基本方針に規定する政策目標

- 農山漁村再生可能エネルギー法の基本方針（令和元年7月改正）では、再エネの取組目標を規定

令和5年度  
目標

再生可能エネルギーを活用し農林漁業の発展を図る取組実施地区の再生可能エネルギー  
電気・熱に係る収入等の経済的な規模 **600億円** ※おおよそ総農家の約2割程度の消費電力相当

- 600億円目標にむけた実績額の推移

農林水産省調べ（単位：億円）

平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	...	5年度
187	258	297	372	448		<b>600</b>

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針（平成26年5月16日農林水産省・経済産業省・環境省告示第2号）（抜粋）

第1 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化の意義及び目標に関する事項

### 2 目標

再生可能エネルギー電気の発電を活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を現に行っている地区について増加傾向を維持し、2023年（令和5年）度において、当該取組を行う地区の再生可能エネルギー電気・熱に係る収入等の経済的な規模を600億円にすることを旨とする。